

神戸市学校園ボランティア等派遣コーディネート業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 案件名称

神戸市学校園ボランティア等派遣コーディネート業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

学校現場に配置されているボランティアや外部人材等について、これまで大部分を各学校の人脈に頼っており、ニーズが拡大する中で新たな人材の確保が難しくなっている。

教育委員会事務局教育人材センターが中心となり、学校園が必要とする多様なボランティアや外部人材のさらなる掘り起こしに取り組んでいるが、特に無償のボランティアの確保が課題となっている。

そこで、外部人材等のさらなる掘り起こしと派遣コーディネートを行い、学校園の教育活動を広く支援することを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託予定額

上限 金 4,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

(5) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 委託料の支払い

本公募は、2026年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算の状況によっては、業務内容や業務費を変更し、又はこの公募に基づく契約を締結しないことがある。

(4) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本社・本拠地の所在地が神戸市内であること。
- (7) 業務遂行にあたり、連絡・調整・打ち合わせ等に際し、迅速に対応できる体制を構築できること。

5. スケジュール

(1) 公募開始	2026年1月26日(月)
(2) 参加申請及び質問期限	2026年2月9日(月)17時
(3) 参加資格決定・質問に対する回答	2026年2月17日(火)予定
(4) 企画提案書の提出期限	2026年3月5日(木)17時
(5) 事業者選定及び結果通知	2026年3月19日(木)予定
(6) 契約締結・事業開始	2026年4月1日(水)予定
(7) 事業完了	2027年3月31日(水)

※受付時間は土日祝日を除く 9時～17時（12時から13時までを除く）

6. 公募要領の配布

- (1) 配付日：2026年1月26日（月）
- (2) 配布方法：神戸市ホームページの「事業者募集」ページに掲載
※郵送による配布は行わない。

7. 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- 1) 受付期間 2026年1月26日（月）から 2026年2月9日（月）
17時まで
- 2) 提出場所 神戸市教育委員会事務局教育人材センター
(学校経営支援課内)
- 3) 提出方法 持参、または郵送・宅配
※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く
9時～12時、13時～17時
※郵送・宅配の場合は、2026年2月9日（月）17時までに提出場所に
必着とすること
- 4) 提出書類（下記②の提出がある場合は下記③④⑤の提出は不要）
 - ①参加申請書兼質問書（様式1）
 - ②令和8年度神戸市入札資格（工事請負または物品等）を有することを
証明する書類の写し（資格を有するものに限る）
 - ③法人登記簿謄本（又は登記事項に関する全部証明書）
※1 提出日から起算して3か月以内に発行された正本
 - ④法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明書
※1 直近1年分、滞納がないことを証明する納税証明書によること
※2 所在地の市町村において上記様式がない場合は、各市町村民税
の納付を証する証明書様式にて提出すること。
 - ⑤神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書
(様式2-1, 様式2-2)
 - ⑥事業経歴書及び事業報告書
※ 任意様式（会社概要、パンフレット等で可）
- 5) 参加資格決定通知 2026年2月17日（火）頃に通知する。
資格なしとしたものはその後の審査を行わない。

(2) 質問の受付

- 1) 受付期間 2026年1月26日(月)から2026年2月9日(月)
17時まで
- 2) 提出場所 神戸市教育委員会事務局教育人材センター
(学校経営支援課内)
- 3) 回答方法 応募者全員に対し、2026年2月17日(火)頃にメールにより回答する。
なお、質問者名は公表しない。
- 4) その他 神戸市の回答は本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書・見積書の提出（参加申請と同時でも受け付ける）

- 1) 受付期間 2026年1月26日(月)から2026年3月5日(木)
17時まで（参加申請は2026年2月9日(月)17時までとするので十分に注意すること。）
- 2) 提出場所 神戸市教育委員会事務局教育人材センター
(学校経営支援課内)
- 3) 提出方法 持参、または郵送・宅配
※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く
9時～12時、13時～17時
※郵送・宅配の場合は、2026年3月5日(木)17時までに提出場所に必着とすること
- 4) 企画提案書について
- ①提出部数 10部
10部のうち1部は表紙に必ず企画提案者を記載し、
その他の9部については記載を行わないこと。
企画提案書の本文には企画提案者名の記載をしてはならない。
- ②様式等
- ア) 様式 コピーが可能な紙媒体
※表紙及び目次をつけ、各ページにページ番号を付すこと。ステープラーやテープ等で綴じずにダブルクリップ留めで提出すること。
- イ) 用紙サイズ A4サイズ
- ウ) 使用言語 日本語

③必須記載項目

- ア) 本業務に対する考え方、実施方針
- イ) 本業務の具体的な実施方法
- ウ) 本業務にかかる実施体制・市との連絡体制
- エ) 類似業務実績

5) 見積書について

①提出部数 1 部

②様式等

- ア) 様式 任意
- イ) 用紙サイズ A4 サイズ

③記載項目

ア) 見積年月日

イ) 見積書の有効期限（2026 年 3 月末日以降の日付とすること）

ウ) 事業者の名称、所在地、代表者に氏名及び連絡先

エ) 法人及び代表者の印を押印すること。

オ) 各種金額

- ・業務種別ごとの費用の内訳額及び総額
- ・すべての業務の費用の総額
- ・消費税及び地方消費税額
- ・消費税及び地方消費税額を含めた費用総額（委託上限額を超えないものとする）

8. 選定に関する事項

（1）選定方法

- 1) 本企画提案の審査については、神戸市職員によって構成される選定員による審査を行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。
- 2) 選定員は、選定基準に沿って、企画提案書の審査を行う。
- 3) 審査の結果、選定員 5 名(各 100 点満点) の採点を合計し、その平均点が最も高い事業者を受託候補者とする。小数点以下については、第 1 位を四捨五入する。なお、平均点が最も高い事業者が複数いる場合は下記選定基準の 1) ②の得点が高い方とし、1) ②が同点の場合は 1) ③, ①の順で比較する。

(2) 選定基準

審査は、評価項目ごとに、評価ポイントや配点をもとにして、提案内容の優劣に応じて付与する点数の基準を定める。例えば次のように段階的に点数を付与する。

〈例〉特に優れている…10点、優れている…8点、普通…5点、
やや不十分…3点、不十分…1点

1) 内容点

- | | |
|---------------------|-----|
| ① 確実な業務遂行のための業務実施体制 | 20点 |
| ② 事業効果の実現可能性 | 40点 |
| ③ 類似業務実績の豊富さ | 30点 |

2) 價格点（入札金額が低いことを評価する）

10点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- 1) 選定員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合
- 2) 他の応募者を企画提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- 3) 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示した場合
- 4) 提出書類に虚偽の記載を行った場合
- 5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- 6) 企画提案書及び見積書等の必要書類の提出が提出期限に遅延した場合
- 7) 選定基準における内容点が45点を下回った場合
- 8) 見積書に記載の費用総額が予定価格を超過している場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、本市ホームページで公表する。
提案者は、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由について、書面により説明を求めることができる。

(5) その他

- 1) 本プロポーザルに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 2) 提出された書類は、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- 3) 提出された書類は、選考結果の如何を問わず返却しない。

- 4) 神戸市は、提出書類を本プロポーザル以外の目的で応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）
- 5) 神戸市が指定する場合を除き、提出期限後の書類の変更、差し替え、追加提出もしくは再提出は認めない。
- 6) 企画提案書の著作権は応募者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、応募者が負う。
- 7) 応募者は、受託候補者の選定後、本実施要領及び仕様書等について、不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 8) 本プロポーザルへの参加申請後に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止または神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除名措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。

9. 提出先、問い合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1－3－3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局教育人材センター（学校経営支援課内）

TEL：078-984-0741 FAX：078-984-0740